伊勢市公報

第 297号 平成30年3月20日 火曜日

la au	頁
- 規 則 ○ 伊勢市労働福祉会館条例施行規則の一部を改正する規則	2
○ 伊勢市方側福祉会開架例施行規則の一部を改正する規則 ○ 伊勢市工場等立地促進条例施行規則の一部を改正する規則	11
○ 伊务申工物等立地促進未例施11規則の 神を改正する規則	11
告 示	
○ 戸籍手数料等の徴収の事務の委託について	13
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	14
○ 保育所保育料及び認定こども園保育料の収納の事務の委託について	15
○ 住宅使用料、道路占用料等及び墓地管理手数料の収納の事務の委託について	16
○ 市税の収納の事務の委託について	18
○ 後期高齢者医療保険料の収納の事務の委託について	19
○ 国民健康保険料の収納の事務の委託について	20
○ 介護保険料の収納の事務の委託について	21
₩ 本 子早人出二	
教育委員会告示 ○ 教育委員会会議の切集について	22
○ 教育委員会会議の招集について	22
選挙管理委員会告示	
○ 永久選挙人名簿関係	
選挙権を有する者の総数の50分の1の数、6分の1の数及び3分の1の数	について 23
○ 村松土地改良区総代選挙関係	
・ 当選した者の氏名及び住所について	24
農業委員会告示	
○ 農業委員会総会の招集について	26
○ 農用地利用集積計画について	27
○ 犬の抑留について	28
○ 平成29年産果樹共済金(うんしゅうみかん)等について	29

伊勢市労働福祉会館条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布 する。

平成 30 年 3 月 12 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

伊勢市規則第3号

伊勢市労働福祉会館条例施行規則の一部を改正する規則 伊勢市労働福祉会館条例施行規則(平成17年伊勢市規則第127号)の 一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

3 前2項の規定による申請は、当該申請に係る申請書を使用日の5日前 までに提出して行わなければならない。

第8条第3号中「はり紙」を「貼り紙」に改める。

第 16 条を第 17 条とし、第 12 条から第 15 条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第11条第2号中「使用期日前7日までに」を削り、「許可した」を「承

認した」に改め、同条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

(使用料の減免)

- 第 11 条 条例第 6 条ただし書の規定により使用料を減免することができる場合及び減免の割合は、次のとおりとする。
 - (1) 市が市の事業として使用する場合 10割
 - (2) その他市長が特に必要と認めた場合 その都度市長が定める割合
- 2 使用料の減免を受けようとする者は、伊勢市労働福祉会館使用料減免申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

別表第1第2会議室の項中「20人」を「25人」に改める。

様式第1号から様式第3号までを次のように改める。

伊勢市労働福祉会館使用許可(変更)申請書

(宛先)伊勢市長	111-						年	月	日
(36)r) D. 23 111 t					住	所			
			申請	書	氏	名			
			ТНЕ	3 11		電話番号)
						午前			,
	年	月	日			午後	時から		
使 用 日 時						1 10			
	年	三月	日			午前	時まで		
	'					午後	.,,,,,,		
使用場所	□ 第1会	議室			大会	議室			
	□ 第2会	議室			第3	会議室		第4	会議室
使 用 目 的									
集会予定人員	人((車	台)	対	象				
会場責任者									
	□ 冷暖房設	:備	時間						
附属設備器具	コンセント	箇所		拡声	装置	• マイク	本 [コ	かな装置
入場料等の徴収	有(円)・			入場を				
変更の事由									
	会場			円	納付	書番号			
	冷暖房設備				備		1		
使 用 料	附属器具				ип				
	合 計				考				
上記のとおり許可	可したい。			====		KE	IT:		
年	月 日		_ -	課	又	係長	係		
-1-	\1 H	信							

伊勢市労働福祉会館使用(変更)許可書

第	号								年	万]	日	
							住氏	所 名					様
6 H D	<u></u>		年	月	日			午前午後	時か	ら			
使用日	時		年	月	目			午前午後	時ま	で			
使用場	所		51会議 52会議					会議室 3会議室			第4	会議	室
使用目	的												
集会予定	人員		人(車		台)	対	象						
会場責任	£ 者												
使用す		□ 冷暖□ コンセン	房設備		時間	拡声	装置	• マイク	本]	イヤレス当	表置
入場料等の	徴収	有(Р	円) •	無	1	入場	券 2	その他	1 ()
変更の『	事 由												
許可条	許 可 条 件 裏面注意事項を遵守すること。												
上記のとお	り許可	可します。											
					伊勢下	市長						印	

使用を取り消し、又は変更するときは使用日前5日までに申し出てください。

(裏)

注 意 事 項

- 1 使用開始前に使用許可書を係員に提示してください。
- 2 使用者(入館者を含む。)は、次の事項を守ってください。
 - (1) 収容定員を超えて入場させないこと。
 - (2) 許可された以外の施設及び附属設備を使用しないこと。
 - (3) 許可を受けないで壁、柱等に貼り紙をし、又はくぎ類を打たないこと。
 - (4) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
 - (5) 危険物又は不潔物を持ち込まないこと。
 - (6) 騒音、怒声等を発し、暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
 - (7) 使用を終わったときは使用場所を原状に返し係員の点検を受けること。
 - (8) 係員の指示に従うこと。
 - (9) 許可を受けないで物品の販売をしないこと。
 - (10) その他会館の運営上支障を来たすような行為をしないこと。
- 3 次の事項に該当するときは、使用条件を変更し、若しくは使用を停止し、 又は使用の許可を取り消すことがあります。
 - (1) 伊勢市労働福祉会館条例又は同条例施行規則に違反したとき。
 - (2) 使用許可の条件に違反したとき。
 - (3) 使用の権利を譲渡し、又は転貸したとき。
- 4 使用中に建物その他附属設備等を破損し、又は滅失したときは、使用者はこれを原状に返し、又はその損害を賠償しなければならない。

様式第3号(第6条関係)

伊勢市労働福祉会館使用許可取消承認申請書

(宛先)伊勢	市長								年	J	目	日	
						信	È	所					
				阜	請者	: E	E	名					
							(電話	舌番号)
			年	 月			4	<u> </u>	時	から	<u> </u>		
許可を受け	使用日時		,	, ,	, .		午後		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,				
		(文) 日 时		月	日		午前		吽	せっ	7		
ている事項			年	月 	Н		午後		時まで		•		
	使用場所		第1	会議室			大会	会議室					
			第2	会議室			第3	3会議室			第4	会議	室
取消しの	理由												
備	考												

様式第3号の次に次の1様式を加える。

様式第4号(第11条関係)

伊勢市労働福祉会館使用料減免申請書

(宛先)伊勢市長					年	月	目	
				住	所			
			申請者	氏	名			
				(電	話番号)
伊勢市労働福祉	上会館の使用料	の減免	について、	次の	とおり申	請します	ト。	
	年	月	日		F前	時から		
				_	F後			

/	+ 川 年 月 日 時から 午後
使用日時	午前 年 月 日 時まで 午後
使 用 場 所	□ 第1会議室 □ 大会議室 □ 第3会議室 □ 第4会議室
使 用 す る 附属設備器具	□ 冷暖房設備 時間□ コンセント 箇所 □ 拡声装置・マイク 本 □ ワイヤレス装置
使 用 目 的	
減免理由	

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

伊勢市工場等立地促進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布 する。

平成 30 年 3 月 15 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

伊勢市規則第4号

伊勢市工場等立地促進条例施行規則の一部を改正する規則 伊勢市工場等立地促進条例施行規則(平成23年伊勢市規則第33号)の 一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(洋式の構造及び設備による客室の要件)

- 第3条 条例第4条第1項第6号の洋式の構造及び設備による客室は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 1客室の床面積は、9平方メートル以上であること。
 - (2) 寝台を置くものであること。
 - (3) 出入口及び窓は、鍵をかけることができるものであること。
 - (4) 出入口及び窓を除き、客室と他の客室、廊下等との境は、壁造りであること。

附 則

この規則は、平成30年6月15日から施行する。

伊勢市告示第 17 号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍全部事項証明書、戸籍個人事項証明書、戸籍の附票の写し、所得(課税)証明書並びに市民税及び県民税に係る課税証明書及び非課税証明書の交付に係る手数料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成 30 年 3 月 12 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

- 1 徴収の事務の委託を受けた者 東京都千代田区一番町 25 番地 地方公共団体情報システム機構 理事長 吉本 和彦
- 2 委託期間

伊勢市告示第 18 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、有 滝町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第10項の規定により 告示します。

平成 30 年 3 月 13 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 楠木晴久

伊勢市有滝町 2939 番地

変更後 三 宅 清 嗣

伊勢市有滝町 2247 番地 6

伊勢市告示第 19 号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第56条第3項の規定に基づき、 保育所保育料及び認定こども園保育料の収納の事務を次のとおり委託した ので、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第44条第1項の規定 により告示します。

平成 30 年 3 月 14 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

- 1 収納の事務の委託を受けた者岐阜県岐阜市日置江1丁目 58 番地株式会社 電算システム専務取締役執行役員事業本部長 松浦 陽司
- 2 委託期間

伊勢市告示第 20 号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成 30 年 3 月 14 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

- 1 委託した収納の事務
- (1) 伊勢市営住宅、伊勢市特定公共賃貸住宅及び伊勢市小集落改良住宅 の住宅使用料等の収納の事務
- (2) 都市整備部維持課所管の伊勢市財産条例(平成17年伊勢市条例第58号)第9条に規定する使用料の収納の事務
- (3) 伊勢市都市公園条例(平成17年伊勢市条例第159号)第9条に規定する使用料の収納の事務
- (4) 道路占用料の収納の事務
- (5) 伊勢市準用河川の流水占用料等に関する条例(平成17年伊勢市条 例第156号)第2条に規定する流水占用料等の収納の事務
- (6) 伊勢市法定外公共物の管理に関する条例(平成17年伊勢市条例第62号)第8条に規定する占用料の収納の事務
- (7) 伊勢市営墓地の墓地管理手数料の収納の事務
- 2 収納の事務の委託を受けた者岐阜県岐阜市日置江1丁目58番地

株式会社 電算システム 専務取締役執行役員事業本部長 松浦 陽司

3 委託期間

伊勢市告示第 21 号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の2第1項の規定に基づき、市税の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第6項の規定により告示します。

平成 30 年 3 月 14 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

- 1 収納の事務の委託を受けた者岐阜県岐阜市日置江1丁目 58 番地株式会社 電算システム専務取締役執行役員事業本部長 松浦 陽司
- 2 委託期間

伊勢市告示第22号

高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第114条の規定に基づき、後期高齢者医療保険料の収納の事務を次のとおり委託したので、高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第33条第1項の規定により告示します。

平成 30 年 3 月 14 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

- 1 収納の事務の委託を受けた者岐阜県岐阜市日置江1丁目 58 番地株式会社 電算システム専務取締役執行役員事業本部長 松浦 陽司
- 2 委託期間

伊勢市告示第23号

国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 80 条の 2 の規定に基づき、 国民健康保険料の収納の事務を次のとおり委託したので、国民健康保険法 施行令(昭和 33 年政令第 362 号)第 29 条の 23 の規定により告示します。

平成 30 年 3 月 14 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

- 1 収納の事務の委託を受けた者岐阜県岐阜市日置江1丁目 58 番地株式会社 電算システム専務取締役執行役員事業本部長 松浦 陽司
- 2 委託期間

伊勢市告示第24号

介護保険法(平成9年法律第123号)第144条の2第1項の規定に基づき、介護保険料の収納の事務を次のとおり委託したので、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第45条の7第1項の規定により告示します。

平成 30 年 3 月 14 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

- 1 収納の事務の委託を受けた者岐阜県岐阜市日置江1丁目 58 番地株式会社 電算システム専務取締役執行役員事業本部長 松浦 陽司
- 2 委託期間

伊勢市教育委員会告示第5号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成 30 年 3 月 14 日

伊勢市教育委員会 教育長 北 村 陽

記

- 1 日 時 平成30年3月20日(火)午後7時00分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会(小俣総合支所) 2階 第1・2会議室
- 3 会議に付する事件
 - 議案第10号 平成30年度伊勢市幼稚園・小中学校教育方針について
 - 議案第11号 伊勢市いじめ問題対策委員会委員の委嘱について
 - 議案第12号 伊勢市文化財保護審議会委員の委嘱について
 - 議案第13号 第3次伊勢市子ども読書活動推進計画について
 - 議案第 14 号 伊勢市教育委員会傍聴規則の一部改正について
 - 議案第15号 伊勢市教育委員会事務委任規則の一部改正について
 - 議案第16号 伊勢市教育委員会事務局等処務規則の一部改正について
 - 議案第 17 号 語学指導等を行う外国青年の勤務条件等に関する規則の 一部改正について

議案第 18 号 伊勢市教育委員会事務決裁規程の一部改正について

伊勢市選挙管理委員会告示第 13 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定による直接請求、市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりです。

平成30年3月1日

伊勢市選挙管理委員会 委員長 竜 田 節 夫

記

1 地方自治法第74条第1項及び同法第75条第1項並びに市町村の合併の特例に 関する法律第4条第1項及び同法第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総 数の50分の1の数

2,161 人

2 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び同法第5条第15項に規定 する選挙権を有する者の総数の6分の1の数

18,004 人

3 地方自治法第76条第1項、同法第80条第1項、同法第81条第1項及び同法第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

36,007 人

(参考) 永久選挙人名簿登録者総数 108,019 人

伊勢市選挙管理委員会告示第14号

平成30年2月28日執行の村松土地改良区総代選挙において、土地改良法施行令第21条第1項の規定による当選人の報告を受け、同令第22条第2項の規定により当選証書を付与したので、同令第21条第2項の規定並びに同令第22条第2項の規定により、下記のとおりその者の住所及び氏名を告示する。

平成30年3月1日

伊勢市選挙管理委員会 委員長 竜田 節夫

記

村松土地改良区総代選挙当選人

別紙当選人一覧表のとおり

村松土地改良区総代選挙当選人一覧表

(定数30人 当選人30人)

住所	氏	名	住所	氏	名
省略	奥野	武敏	省略	天白	由秋
省略	奥野	佳弘	省略	中井	安夫
省略	川口	昭二	省略	中西	茂
省略	中川	和志	省略	中村	信行
省略	中川	好弘	省略	中村	若生
省略	中村	和之	省略	濱崎	一栄
省略	中村	修二	省略	廣山	好治
省略	中村	忠	省略	宮本	銀博
省略	西村	和博	省略	田畑	明彦
省略	濱口	幸太郎			
省略	濱口	眞澄			
省略	濱口	泰久			
省略	濱口	喜紀			
省略	濱口	好正			
省略	濱口	義美			
省略	堀内	松樹			
省略	μп	恵紀			
省略	山中	一五三			
省略	山中	松茂			
省略	山中	峯生			
省略	天白	和弘			

伊勢市農業委員会告示第 3号

伊勢市農業委員会第147回総会を次のとおり招集します。

平成30年3月13日

伊勢市農業委員会 会長 早川 繁一

- 1 招集の日時 平成30年3月16日(金)午後1時30分
- 2 招集の場所 伊勢市役所 御薗総合支所 2-4会議室
- 3 付議すべき事項
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について(許可権分)
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について(許可権分)
 - 議案第4号 非農地証明願について
 - 議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)

伊勢市公告第19号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

平成 30 年 3 月 1 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第20号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第6条第1項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成 30 年 3 月 6 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	+++\\	14 14 14 11	Н	91 日	茶色の首輪、青		
	村松町 雑種 茶 雄 中	T	以上	白のリード			

- 2 抑留した日 平成30年3月5日
- 3 抑留期限 平成 30 年 3 月 12 日
- 4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課 (電話 0596-21-5541)

伊勢保健所 衛生指導課 (電話 0596-27-5151)

伊勢市公告第21号

伊勢地域農業共済事務組合の解散に伴い事務承継団体が承継する財産等及び事務に関する協定書第7条第3号エの規定により、平成29年産果樹 共済金(うんしゅうみかん)等を公告します。

平成 30 年 3 月 12 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

- 支払共済金753,000 円
- 2 共済減収量25,714 キログラム
- 3 支払期日平成30年3月16日
- 4 支払方法 加入者預金口座振込支払
- 5 加入者別内訳 伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。